

一般財形預金

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 一般財形預金（一般財形）														
販 売 対 象	・ 一般財形預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方														
期 間	・ 積立期間3年以上（毎年1回以上定期に預け入れが必要です。）														
預 入 (1) 預 入 方 法	・ 給与または賞与からの天引き預入 ・ 預入毎に定期預金を作成します。														
(2) 預 入 金 額	・ 1,000円以上														
(3) 預 入 単 位	・ 1,000円単位														
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。 ・ 預入日から1年以上経過すると一部支払いができます。														
利 息 (1) 適 用 金 利	・ 固定金利 ・ 預入金額ごとに預入日の店頭表示の利率を適用します。														
(2) 利 払 方 法	・ 個別の定期預金毎に、満期時一括してお支払いします。														
(3) 計 算 方 法	・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎に複利計算します。														
税 金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。														
手 数 料	_____														
付 加 可 能 な 特 約 事 項	_____														
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・ 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 <table border="1"><thead><tr><th>解約日までの預入期間</th><th>〈期限前解約利率〉</th></tr></thead><tbody><tr><td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>6か月以上1年未満</td><td>「2年以上利率」×40%</td></tr><tr><td>1年以上1年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×50%</td></tr><tr><td>1年6か月以上2年未満</td><td>「2年以上利率」×60%</td></tr><tr><td>2年以上2年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×70%</td></tr><tr><td>2年6か月以上3年未満</td><td>「2年以上利率」×90%</td></tr></tbody></table>	解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%
解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉														
6か月未満	解約日の普通預金利率														
6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%														
1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%														
1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%														
2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%														
2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%														

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 別表(※)のとおり受付けております。 ※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 この預金は、「財形期日指定定期預金」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>